

昇格制度の改正について（提案）

1 提案理由

平成 29 年度に大阪府から権限が移譲される際に、小学校・中学校教育職給料表適用者及び高等学校等教育職給料表適用者の昇格・降格構造については府の構造を維持して制度を構築したところである。

この度、府において、55 歳昇給停止とともに高位号給からの昇格について給料月額を増加額を縮減する措置を講ずる制度改正が行われた。同様の措置は国・他自治体においては既に導入されていることから、国・他都市との均衡を考慮し、制度改正を行う。

また、あわせて小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表においては 1 級の号給を増設することから、これに伴う改正も行う。

2 改正内容

- (1) 国、大阪府の昇格時（降格時）号給対応表を踏まえ、高位の号給（最高号給を含む上位 17 号給）から昇格する場合の給料月額を増加額を縮減する。
- (2) 新たに増設予定の小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の 1 級 126 号給以上から昇格する場合について対応する号給を設定する。

3 実施時期

令和 2 年 4 月 1 日